



埼玉県のマスコット コバトン

諸会費の減免を希望される方へ

白岡高校 P T A ・ 後援会会費減免制度について

1. 減免対象者

次のような場合には、P T A ・ 後援会の会費が免除される場合があります。

- ① 生活保護を受給されている世帯。
- ② 児童扶養手当を受給されている世帯。
(※ 減免の許可については、埼玉県が定める基準(受給額)をもとに決定します)
- ③ 生徒が児童福祉法に定める施設に入所している、又は里親に委託されている。
- ④ 保護者両方の令和4年度の市町村民税所得割が非課税の世帯。
(※ 非課税世帯の保護者の方へは、埼玉県から提供される情報をもとに、8月頃に、あらためて学校より申請についてのお知らせをさせていただきます。)
- ⑤ 以下に該当する場合で、所得状況の変化後の所得により、想定される市町村民税所得割額を算出し、非課税基準に該当する場合

ア	保護者が死亡又は長期の傷病にかかった場合
イ	保護者の失職、転職等により家計が急変した場合
- ⑥ 保護者が天災その他不慮の災害を受け、一定の所得基準に該当する場合

2. 申請方法

申請理由によって提出する書類が異なりますので、減免を希望される方は学校の事務室へお申し出ください。

～ 減免制度に関するお問い合わせ先 ～

埼玉県立白岡高等学校 事務室

TEL 0480-92-1505